

東日本大震災から 4 年目
仮設住宅に住む 26 万人の願いは、住宅の再建から！

東日本大震災復旧・復興報告会のご案内

「宮城県の被災及び復興状況と生活再 建支援制度のなりたち・課題」を考える。

40 万人以上が被害を受けた東日本大震災から丸 3 年が経過しましたが、いまだに 26 万人が仮設住宅で不自由な生活を強いられています。2014 年度から災害公営住宅への入居や、宅地の整備、住宅再建がようやく進もうとしています。しかし、震災で財産・生業を失った被災者が自力で生活再建することは容易ではありません。「被災者生活再建支援法」は 1998 年に制定され、住民の要望と運動により 2 回見直し、拡充されてきました。2011 年にも見直す予定でしたが東日本大震災が起こり、検討されたものの見直しには至っていません。

現在、東北 6 県の生活協同組合連合会が中心となり、被災者の一日でも早い生活再建が実現できるよう同法の拡充のための国会議論を復活させ、生活再建支援制度が被災者の実情にあったものとなるよう充実を求める署名活動に取り組んでいます。茨城県生活協同組合連合会でも署名活動に協力しています。

日 時：10 月 24 日（金）13:00～15:00（受付 12:45 から）

会 場：茨城県労働福祉会館 3 階会議室（水戸市梅香 2-1-39）

締 切：10 月 17 日（金）定員 40 名（定員に達し次第受付終了となります。）

生協組合員ならどなたでも参加いただけます。

主 催：茨城県生活協同組合連合会

参加費：無料

講師 小川 静治(おがわ せいじ)氏

プロフィール

1950 年北海道小樽市生まれ。1973 年宮城県民生協（現みやぎ生協）入職。広報室長、理事店舗運営部長、同営業企画部長、同人事教育部長、同商品部長。2001 年日生協出向、同時にコープさっぽろ駐在。常勤理事商品本部長、店舗本部長。2003 年コープふくしま専務理事補佐。2007 年日生協からみやぎ生協に戻り、理事総務部長、コープ東北サンネット事業連合専務理事（内局運営担当）。2011 年 9 月退職。現在、(有)一級建築設計事務所 フロム・イン フェロー
東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター事務局次長

お問い合わせ先・お申し込み先

茨城県生活協同組合連合会 事務局 鈴木

〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-5-5(茨城県 JA 会館分館 5F)

電話 029-226-8487 FAX029-224-1842

メールアドレス：suzuki@ibaraki-kenren.coop

組合員のみなさまへ

署名提出締切
11月14日(金)

「被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める署名」のお願いと

「宮城県の被災と復興状況及び生活再建支援制度の成り立ちと課題についての学習会」のご案内

学習会開催日時: 2014年10月24日(金) 13:00~15:00

会場: パルシステム茨城本部(労働福祉会館3階) 水戸市梅香2-1-39 TEL: 029-227-2225

講師: 小川 静治さん(東日本大震災復興・復興みやぎ県民センター事務局長)

学習会参加
申込みは
こちらまで

※パルシステム茨城では、震災復興支援の取り組みの一環として、署名活動に取り組みます。現在の復興状況や今回の署名の必要性についてお話いただける機会を設けました。ぜひご参加ください。

東日本大震災から4年目
仮設に住む26万人の願いは

早く仮設住宅を出て
安心できる住まいを得たい

復興は住宅の再建から

東日本大震災の被災実態に見合う支援制度の拡充が必要です!



40万人以上が被害を受けた未曾有の東日本大震災から丸3年が経過しましたが、いまだに26万人が仮設住宅で不自由な生活を強いられています。2014年度から災害公営住宅への入居や、宅地の整備、住宅再建がようやく進もうとしています。しかし、震災で財産・職を失った被災者が自力で生活再建することは容易ではありません。

「被災者生活再建支援法」は、1998年に制定され、住民の要望と運動により2回見直し・拡充されてきました。

2011年にも見直す予定でしたが東日本大震災が起これば見直しに至っていません。被災者の1日でも早い生活再建が実現できるよう議論を復活させ、支援制度の拡充を求めましょう!!

支援金200万円の増額と居住確保のための支援を求めます!

支援金の最高額の引き上げ

支援金の支給額について200万円の増額を要望します。現在の基礎支援金100万円と住宅再建のための加算支援金200万円の支援金では自己資金として絶対的に不足しており、住宅再建をためらわざるを得ません。せめて加算支援金200万円を400万円に、200万円増額すれば住宅の自力再建のめどが付きやすくなります。

被災者1人1人の住宅再建が復興をすすめます

地域への定住を促し、人口流出を防ぎ、コミュニティや、街づくりのためにも住宅再建が必要です。市町村の独自支援もありますが、財源確保がきびしく自治体間で格差が生じています。2014年~2015年にかけて、やっと仮設住宅から移転が始まろうとしています。支援金の引き上げは、住宅再建を行おうとする被災者の後押しになります。住宅への支援は街の復興にもつながります。

東北6県の生協連協同で「100万筆署名」をスタート!

東北6県の生協連協同で「被災者生活再建支援法」による住宅再建の支援金を増額することを重点に、被災者の実情にあった制度の見直しや自然災害からの救済の拡充を国に求めるため「100万筆署名」に取り組みます。

《署名用紙の記入上の注意点》

- ①氏名、住所をボールペン等消えないものでご記入ください。印は不要です。
- ②住所は都道府県から番地までご記入ください。
- ③名字や住所欄は「//」や「同上」ではなく、すべてご記入ください。

※署名提出締切は、11月14日(金)です。

※注文書と一緒にご提出ください。

(取扱い団体)

生活協同組合パルシステム茨城

〒310-0022 茨城県水戸市梅香2-1-39

TEL: 029-227-2225 FAX: 029-227-2235

事務局

宮城県生活協同組合連合会

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45フォレスト仙台5F

TEL: 022-276-5162 FAX: 022-276-5160

署名第1次締切

9月30日

署名第2次締切

11月30日

被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める署名

東日本大震災から3年が経過しました。26万人もの被災者が今なお、応急仮設住宅やみなし仮設住宅に暮らしています。一日でも早く人間らしい住まいや生活空間を得て、この地域で安心して暮らすことが、被災者の最大の願いです。

住宅の再建は一人ひとりの被災者の生活再建のかなめであるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。住宅再建への支援は、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために、不可欠な公共性のある施策です。

被災者生活再建支援法は、2度の改正を経て全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが、東日本大震災の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、自宅再建や住宅確保が進みません。加えて、高齢者や生活困窮者など、自宅再建の難しい人もおり、東日本大震災の実情にあわせた支援策が必要になっています。

また、災害救助法が適用される大規模災害のほか、狭い範囲に甚大な被害をもたらす局地的なゲリラ豪雨や竜巻など、全国各地で頻発する自然災害に対して、国民が等しく救済の手を差し伸べられるような施策にすることも求められています。

2007年度に改正された際に、国会は4年後に制度の拡充に向けて見直すとする付帯意見を付しましたが、見直すはずだった2011年に東日本大震災が発生したため、議論はされたものの総合的な見直しは行われていません。

被災者生活再建支援法をはじめとした被災者生活再建支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

【請願項目】

1. 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の最高額を、少なくとも500万円に引き上げること
2. 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。
3. 当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。
4. 自宅再建の難しい被災者に対して、賃貸住宅への入居などに係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保のための支援策を実情にあわせて検討すること。

氏 名	住 所

取組団体：青森県生活協同組合連合会 岩手県生活協同組合連合会 秋田県生活協同組合連合会
宮城県生活協同組合連合会 山形県生活協同組合連合会 福島県生活協同組合連合会